



追加型投信/国内/株式

## 三菱UFJ 日本株オープン「バリュー55」 決算・分配金のお知らせ

ファンド情報提供資料  
データ基準日: 2017年3月16日

平素は『三菱UFJ 日本株オープン「バリュー55」』をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、当ファンドは2017年3月16日に第34期(2016年9月17日～2017年3月16日)の決算を迎えました。

2016年11月にトランプ氏が次期米国大統領に決定すると、米国をはじめ世界各国の株式市場が上昇基調となり、日本株式市場も反発しました。こうした環境下、当ファンドの基準価額は上昇傾向にあり、基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期の分配金を1,000円(1万口当たり、税引前)としましたことをご報告いたします。

今後とも引き続き、当ファンドをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 分配金と基準価額(2017年3月16日)

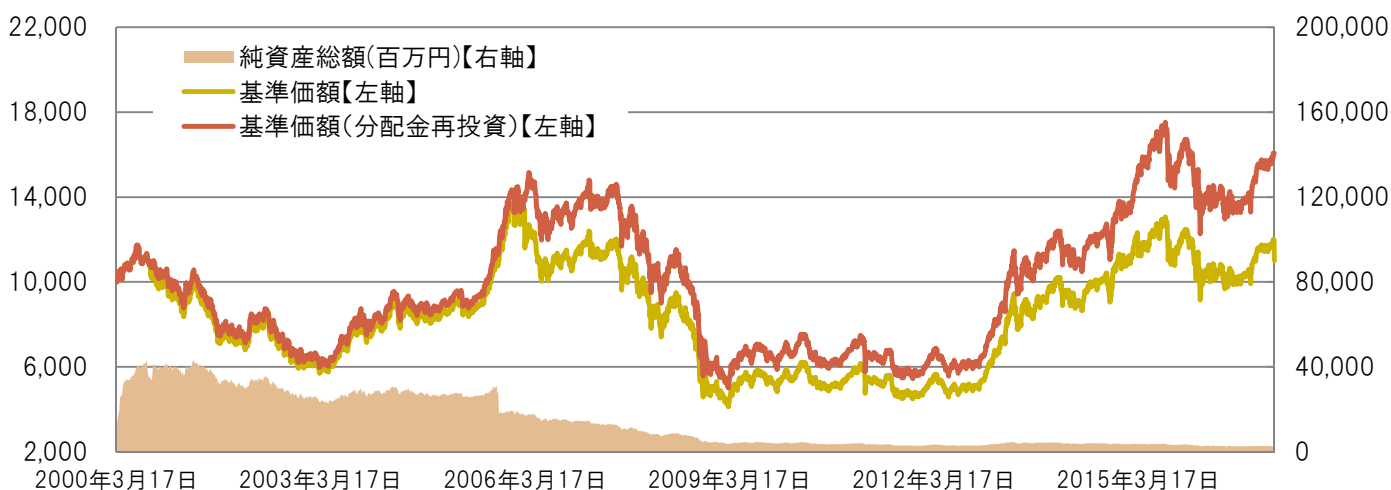
|                    |         |
|--------------------|---------|
| 分配金(1万口当たり、税引前)    | 1,000円  |
| 基準価額(1万口当たり、分配落ち後) | 11,007円 |

#### 【分配金実績(1万口当たり、税引前)】

| 第30期<br>(2015年3月) | 第31期<br>(2015年9月) | 第32期<br>(2016年3月) | 第33期<br>(2016年9月) | 第34期<br>(2017年3月) | 設定来累計  |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------|
| 1,100円            | 0円                | 0円                | 0円                | 1,000円            | 4,450円 |

・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

### 基準価額等の推移(期間:2000年3月17日～2017年3月16日)



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は設定日の前営業日を10,000として指数化しています。
- ・基準価額および基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後の値です。
- ・基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。

■ 上記は、過去の実績・状況、作成時点での見通しまたは分析です。これらは、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮していません。■ 計測期間が異なる場合は結果も異なることにご注意ください。

## 三菱UFJ 日本株オープン「バリュー55」

### ファンドの目的・特色

#### ■ファンドの目的

わが国の株式を主要投資対象とし、「株価の割安性」に着目して厳選した「バリュー55」銘柄に主に投資を行い、東証株価指数(TOPIX)を上回る投資成果をめざします。

#### ■ファンドの特色

**特色1 わが国の株式を主要投資対象とします。**

**特色2 「株価の割安性」に着目して厳選した「バリュー55」銘柄に主に投資します。**

・「バリュー55」銘柄に絞り込んで投資することで、全産業に投資するよりも高いパフォーマンスをめざします。また、より綿密な情報分析と継続フォローの徹底を図ります。

**特色3 銘柄選定は、個別企業訪問等を通じ分析するボトム・アップ・アプローチにより行います。**

**特色4 東証株価指数(TOPIX)をベンチマークとし、これを上回る投資成果をめざします。**

#### ■分配方針

・年2回の決算時(3・9月の各16日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。

・分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。

・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### 投資リスク

#### ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

|                     |   |
|---------------------|---|
| <b>価格変動<br/>リスク</b> | 一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。   |
| <b>信用<br/>リスク</b>   | 組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。 |
| <b>流動性<br/>リスク</b>  | 有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。            |

#### ■その他の留意点

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。

収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

**ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

## 三菱UFJ 日本株オープン「バリュース5」

### 手続・手数料等

#### ■お申込みメモ

|                   |   |
|-------------------|---|
| 購入単位              | 販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。  |
| 購入価額              | 購入申込受付日の基準価額<br>※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。  |
| 換金単位              | 販売会社が定める単位(ただし、1万口を上回らないものとします。)／販売会社にご確認ください。  |
| 換金価額              | 換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額  |
| 換金代金              | 原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から販売会社においてお支払いします。  |
| 申込締切時間            | 原則として、午後3時までには販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。   |
| 換金制限              | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。   |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。  |
| 信託期間              | 2020年3月16日まで(2000年3月17日設定)  |
| 繰上償還              | 受益権の口数が10億口を下回るようになった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。   |
| 決算日               | 毎年3・9月の16日(休業日の場合は翌営業日)   |
| 収益分配              | 年2回の決算時に分配を行います。<br>販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。   |
| 課税関係              | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。 |

#### ■ファンドの費用

##### お客さまが直接的に負担する費用

|         |  |
|---------|--|
| 購入時手数料  | 購入価額に対して、 <b>上限3.24%(税抜 3%)</b> (販売会社が定めます)<br>(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。) |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の基準価額に <b>0.3%</b> をかけた額  |

##### お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

|              |   |
|--------------|---|
| 運用管理費用(信託報酬) | 日々の純資産総額に対して、 <b>年率1.62%(税抜 年率1.5%)</b> をかけた額   |
| その他の費用・手数料   | 監査法人に支払われるファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についてもファンドが負担します。<br>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。 |

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。  
なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

### 本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮していませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

#### ●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号 <ホームページアドレス> <http://www.am.mufig.jp/>  
 加入協会: 一般社団法人 投資信託協会 <お客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034  
 一般社団法人 日本投資顧問業協会 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

#### ●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

**ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

## 販売会社情報一覧表

ファンド名称:三菱UFJ 日本株オープン「バリュース55」

| 商号                                   | 登録番号等                     | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>日本投資顧問業協会 | 一般社団法人<br>金融先物取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品取引業協会 |
|--------------------------------------|---------------------------|---------|---------------------|---------------------|------------------------|
| 藍澤証券株式会社                             | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第6号    | ○       | ○                   |                     |                        |
| エース証券株式会社                            | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号    | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社 SBI証券                           | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号   | ○       |                     | ○                   | ○                      |
| カブドットコム証券株式会社                        | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号   | ○       |                     | ○                   |                        |
| 高木証券株式会社                             | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号   | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社 三菱東京UFJ銀行(*)                    | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号      | ○       |                     | ○                   | ○                      |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社                        | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号     | ○       |                     | ○                   |                        |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社<br>(インターネット専用) | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号 | ○       | ○                   | ○                   | ○                      |
| 楽天証券株式会社                             | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○                   | ○                   | ○                      |

※商号欄に(\*)の表示がある場合、新規申込のお取扱いを中止しております。